

和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化又は減量する電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く。）であること。
- (2) 市内に処理機を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) 生成物（堆肥等）のできる機種については、当該生成物について自ら適正に処理できること。
- (4) 第5条第1項による購入承諾を受けた後に購入した者であること。
- (5) 5年以内に、本補助金を受けていない者又は世帯であること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、運搬費及び設置工事費等を除く処理機本体の購入に要した経費（消費税等を含む）の3分の2とし、40,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 補助対象台数は、1世帯当たり1台までとする。

(補助対象処理機)

第4条 補助の対象となる処理機は、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式の処理機とし、生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを焼却する機器を除く。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金事前申込書兼同意書（様式第1号）により申込みを行い、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込み内容が適当と認めるときは、和泉市家庭用生ごみ処理機購入承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は前項による通知を受けたときは、別に定める日までに生ごみ処理機を購入し、次に掲げる書類により補助金の交付を申請及び請求しなければならない。ただし、別に定める日までに購入できない特別の事情があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号。)
- (2) 処理機を購入したことを証する領収書及び保証書(処理機の名称、購入日、購入販売店名及び購入者の氏名が明記されているもの)の写し
- (3) 処理機を設置したことを証する写真
- (4) 前3項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、処理機の設置及び管理の状況について、調査し又は指導することができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は減額決定を行い、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 第5条第3項に基づく補助金の交付申請及び交付請求を市長の定める日までに行わなかったとき。
- (4) 前条の規定による調査又は指導に応じなかったとき。
- (5) 処理機の設置の日から起算して5年以内に譲渡等を行ったとき。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。